

環境保全への取り組み一覧

基本方針	取り組み項目	平成23年度の実績(取り組み状況)	備考	
1 事業活動における環境負荷の低減	(1) 省エネルギーの推進	① 浄・給水場における電気使用量の削減	0.48 kWh/m ³ 平成18年度 0.49 kWh/m ³ 平成22年度 0.49 kWh/m ³	
		ア 浄・給水場設備の更新工事に合わせ、エネルギー消費の少ない監視制御システムや高効率変圧器等の省エネ機器を導入	北総浄水場及び北船橋給水場のポンプ用速度制御装置をセルビウス方式から最新のV V V F方式等に更新した。	—
		イ 省エネ機器の導入(照明機器)	栗山浄水場で水銀灯など3灯をLEDランプに、松戸給水場の蛍光灯24灯をインバータ方式の省エネルギー型等に交換した。	—
	ウ 再生可能エネルギーの活用	マイクロ水力発電 3,211,516 kWh 太陽光発電 67,858 kWh 合計 3,279,374 kWh	—	
	② 庁舎(※1)における電気使用量の削減	2,032,340 kWh	平成18年度 2,365,596 kWh 平成22年度 2,315,118 kWh	
	③ 庁舎における都市ガス使用量の削減	94,927 m ³	平成18年度 102,052 m ³ 平成22年度 107,562 m ³	
	④ 浄・給水場における単位水量当たりの都市ガス使用量の維持	4.78 m ³ /千m ³	平成18年度 4.8 m ³ /千m ³ 平成22年度 4.97 m ³ /千m ³	
	⑤ 庁舎におけるガソリンの使用量の削減	53,833 ℓ	平成18年度 107,541 ℓ 平成22年度 58,778 ℓ	
	⑥ 水道局全体の車両の軽油の使用量の削減	980 ℓ	平成18年度 1,074 ℓ 平成22年度 1,857 ℓ	
	⑦ 庁舎における重油の使用量の削減	0 ℓ	平成18年度 7,275 ℓ 平成22年度 3,500 ℓ	
(2) 省資源の推進	① 水資源の有効利用	ア 漏水調査 調査により漏水等を防止する。	調査距離 1,946 km	—
		イ 主要管路パトロール 特定水管橋、付帯施設の点検を実施し、漏水・劣化箇所を早期に発見する。	送・配水管、共同溝(幕張・印西)、空気弁、大型仕切弁、減圧弁、特定水管橋の点検を実施した。	—
		ウ 配水管整備事業 老朽化配水管の布設替えによる漏水等の防止に努める。	実施延長 石綿セメント管 0.04 km 铸铁管更新 51.6 km	—
		エ 給・配水管の24時間修繕体制の確保	年間を通じて24時間、緊急修繕工事に対応できる体制を確保し、下記のとおり実施した。 給・配水管修繕工事件数 漏水修繕 1,582 件 緊急維持修繕 1,903 件 計 3,485 件	—
	② 節水意識の高揚	不必要な水の浪費対策の働きかけを、ラジオCMや「県水だより」に掲載して実施した。	—	
	③ 庁舎における水使用量の削減	12,706 m ³	平成18年度 19,204 m ³ 平成22年度 12,458 m ³	
	④ グリーン購入(※2)の促進			平成18年度 平成22年度
	ア 事務用品における環境配慮物品の調達率	ア 92.5 %	ア 93.6 %	92.5 %
	イ コピー用紙の再生紙利用率	イ 100.0 %	イ 100.0 %	100.0 %
	ウ 外部に発注する印刷物の再生紙(古紙配合率70%以上)利用率	ウ 99.7 %	ウ 98.7 %	78.0 %
エ 低排出ガスの新規導入割合	エ 100.0 %	エ 69.2 %	100.0 %	
⑤ 紙の使用量の削減 コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量の削減	28,163,675 枚	平成18年度 21,887,865 枚 平成22年度 27,432,260 枚		
⑥ 残留塩素(※3)の低減化	園生給水場・誉田給水場の塩素注入設備の実設計を行った。	—		

※1 水道局の本局及び出先機関の庁舎の総称で、浄・給水場を除きます。

※2 製品やサービスを購入する際に、購入の必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。製品についているエコマークなどの環境ラベルや、製造者が提供する情報を参考にします。

※3 衛生上、給水栓(蛇口)において水道水1ℓあたり0.1mg以上の塩素が保持されていることが水道法で定められています。塩素の濃度が高いと水の味を損なうことから、安全性を確保しつつ、残留塩素の低減化に取り組んでいます。

基本方針	取り組み項目	平成23年度の実績(取り組み状況)	備考	
1 事業活動における環境負荷の低減 (3) 廃棄物の削減(再資源化)	① 浄水場発生土の有効利用の促進(再資源化率)	64.6% 平成23年度発生汚泥のうち、埋立て処分については処分場受け入れ停止により、場内保管中	平成18年度 100.0% 平成22年度 100.0%	
	② 建設副産物の削減の推進	アスファルト・コンクリート塊の再資源化率及びコンクリート塊の再資源化率の維持	97.3%	平成18年度 99.9% 平成22年度 98.5%
		建設発生木材の再資源化・縮減率の維持	100.0%	平成18年度 88.9% 平成22年度 75.7%
		建設汚泥の再資源化・縮減率の維持	—	平成18年度 100.0% 平成22年度 37.1%
		建設混合廃棄物(※4)の排出量の削減	—	平成18年度 90.8 t 平成22年度 10.0 t
		建設発生土の有効利用率の維持	91.2%	平成18年度 84.1% 平成22年度 77.8%
	③ 環境に配慮した実施	公共工事を行う際には、環境に与える負荷を極力低減させるよう努める。		
		請負業者から提出される「施工計画書」中の「環境に配慮した工事実施計画」の充実を図るとともに、記載事項が適切に実施されているかを実際に確認する。	環境に配慮した工事実施計画の記載事項について、工事現場及び検査時における確認を適切に実施した割合 100%	平成18年度 100.0% 平成22年度 100.0%
		建設機械で排ガス対策車の指定があるものは、原則として全ての公共工事で対策車を使用し、建設機械の排気ガスによる大気汚染の軽減を図る。	対象となる工事で、排ガス対策車の使用を現場で確認した割合 100%	平成18年度 99.6% 平成22年度 100.0%
		施工箇所に応じた低騒音・低振動の施工方法を選択するとともに、低騒音型機械のあるものは、原則として全ての工事で当該機械を使用し、建設機械による騒音・振動の軽減を図る。	対象となる工事で、低騒音・低振動機械の使用を現場で確認した割合 100%	平成18年度 99.4% 平成22年度 100.0%
④ 庁舎における一般廃棄物量の削減	94 t	平成18年度 279 t 平成22年度 116 t		
2 地球温暖化への対応 (4) クリーンエネルギーの導入	① 太陽光発電設備の設置箇所について検討する。	柏井浄水場西側及び北総浄水場の更新工事に併せ太陽光発電設備の設置を検討した。	—	
	② マイクロ水力発電(※5)設備の導入	共同事業として北船橋給水場に発電設備を設置する合意書を取り交わした。	—	
3 継続的な促進の (5) 環境コミュニケーション	① 環境報告書の作成	環境報告書を作成し、水道事務所、県民センター、給水区域内の図書館等に配布するとともに、ホームページに掲載した。	—	
	② 環境への取り組みに係る広報の実施	環境報告書をホームページに掲載し、県水だよりに主な内容、配布・閲覧場所等を掲載した。	—	
4 環境関連法規制等の遵守 (6) 浄水場などにおける薬品等の適正管理	① 浄水薬品の事故発生ゼロを目指す	塩素漏洩処置訓練を各浄水場において年1回行った。	—	
	② PCB(※6)の適正管理	各年度新たに発生したPCB含有機器については適正な保管が行われた。処分開始が決まるまで、適正保管を継続する。	—	
	③ フロンガス(※7)の適正管理	フロンガス使用機器の適正な管理が行われ、フロン漏洩などの事故も発生しなかった。	—	
	④ ハロンガス(※8)の適正管理	ハロンガス使用機器の適正な管理が行われ、ハロン漏洩などの事故も発生しなかった。	—	

※4 ガラスくず、コンクリート塊、木材など多種類の素材が混ざった廃棄物。分別が困難でリサイクルしにくい場合、工法の改善、現場分別の徹底などにより混合物としての発生量を減らすことが重要です。

※5 水が流入する際の水圧・水流のエネルギーを利用して発電する、小規模な水力発電設備です。

※6 PCBは絶縁性、不燃性などの特徴があり、電気機器などに広く使用されてきた物質ですが、毒性が高く、現在は製造が禁止されています。PCBを含んだ廃棄物を保管する事業者は保管状況の届出と、平成28年までに適正に処分することが法律で義務付けられています。

※7 フロンは冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されてきましたが、オゾン層を破壊し、地球温暖化の原因となることが指摘されています。業務用の冷凍空調機器には、家庭用とくらべ大量のフロンが使われており、機器の廃棄に伴ってフロンが大気中に放出されないよう、廃棄時の適正なフロン回収が法律で義務付けられています。

※8 消火設備・消火機器に使われていたが、フロンと同じく、オゾン層を破壊する性質があることから、消火用としてのハロンガスの生産は全廃されています。